

兵庫県公報

平成23年6月17日 金曜日 第2295号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（農地整備課）	1
○ 平成23年度家畜商講習会の開催（畜産課）	1
○ ふ化業者の登録（同）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	4
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	4

公 告

○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	4
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（西播磨県民局）	10
○ 落札者等の公示（管理課）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11

告 示

兵庫県告示第681号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の町から換地処分を行った旨の届出があった。

平成23年6月17日

兵庫県知事 井戸敏三

町の名称	地区名
新温泉町	古市用土地地区



兵庫県告示第682号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項に規定する平成23年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成23年6月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 開催日時
平成23年8月10日及び同月11日
- 開催場所
南あわじ市八木養宜中560-1
兵庫県立農林水産技術総合センター淡路農業技術センター
- 受講対象者
家畜の取引の業務に従事しようとする者

4 講習内容及び時間

講習科目	時間
(イ) 家畜の取引に関する法令	4 時間
(ロ) 家畜の品種及び特徴	4 時間
(ハ) 家畜の悪癖・機能障害及び疾病	6 時間

5 受講手続

(1) 提出書類

受講申込書（受講申込書提出前6箇月以内に撮影した無帽正面上半身像の写真を貼付）
県民局（農林（水産）振興事務所）において配布する。

(2) 受付期間

平成23年7月4日から同月22日まで
なお、郵送による場合は簡易書留とし、平成23年7月22日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

住所地を管轄する県民局（農林（水産）振興事務所）

(4) 受講手数料

3,200円相当額の兵庫県収入証紙を受講申込書に貼り付けること。ただし、受講申込書受付後、手数料は返還しない。

6 問い合わせ先

兵庫県農政環境部農林水産局畜産課肉用牛係
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
電話（078）341-7711 内線 4088



兵庫県告示第683号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者として次のとおり登録した。
平成23年6月17日

兵庫県知事 井戸敏三

登録番号	登録年月日	名称及び住所	ふ化場の名称及びその所在地
23兵第1号	平成23年5月31日	株式会社一宮家禽孵卵場 豊岡市出石町長砂158番地	株式会社一宮家禽孵卵場 豊岡市出石町長砂158番地



兵庫県告示第684号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年6月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

株式会社神戸製鋼所高砂製作所
高砂市荒井町新浜2丁目3番1号
所長 花岡正浩

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社神戸製鋼所高砂製作所
高砂市荒井町新浜2丁目3番1号

(3) 特定施設に関する事項

種 類	62号へ 湿式集じん施設		63号ホ 塵ガス洗浄施設 (No. 1、No. 2)		
能 力	30m ³ /分		45m ³ /時		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後2箇月		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	7	6~8	5~9	5~9
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	30	60	4	4
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	70	100	2	2
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	5	10	—	—
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	1.7	4	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1未満	1未満	0.5未満	0.5未満
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0	0.42	0/2基	2/2基	

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成23年 6月17日から同年 7月 8日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第685号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年 6月17日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成23年 6月17日から 2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年 6月17日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

県道 宮津養父線	豊岡市出石町柳字柳町64番から 同 市出石町室見台字東新田24番まで 豊岡市出石町町分字日光田374番1から 同 市出石町室見台字東新田24番まで	旧	7.0から 47.0まで 12.0から 41.0まで	1,377.0 661.0	予定地
	豊岡市出石町柳字柳町64番から 同 市出石町室見台字東新田24番まで	新	7.0から 41.0まで	1,498.0	



兵庫県告示第686号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年6月17日から供用を開始する。

その関係図面は、平成23年6月17日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年6月17日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 朝来出石線	豊岡市出石町松枝字松枝町103番から 同 市出石町柳字柳町53番4まで	新	9.0から 12.0まで	101.0	終点 変更



兵庫県告示第687号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年6月17日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成23年6月17日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年6月17日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 町分久美浜線	豊岡市出石町川原字川原町197番から 同 市出石町町分字日光田380番1まで	旧	9.0から 30.0まで	247.0	起点 変更

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成23年6月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称） ミリオンタウン西宮前浜店

所在地 西宮市前浜町1番1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社万代

代表者の氏名 加 藤 徹

住所 大阪市生野区小路東三丁目10番13号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称

代表者の氏名

住所

株式会社万代

加 藤 徹

大阪市生野区小路東三丁目10番13号

外未定

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年 1月31日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,645平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

208台

(2) 駐輪場の収容台数

187台

(3) 荷さばき施設の面積

70平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

39立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社万代 外未定	午前7時	翌午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から翌午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成23年 5月30日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成23年 6月17日から 4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成23年10月18日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成23年 6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 スーパー玉出尼崎店  
 所在地 尼崎市昭和通七丁目243番地
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 ケイ・アイ・クリエイト有限会社  
 代表者の氏名 前 田 満  
 住所 大阪市西成区玉出中二丁目5番14号
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

| ア 変更前 | 名称           | 代表者の氏名  | 住所          |
|-------|--------------|---------|-------------|
|       | 株式会社スーパー玉出神戸 | 前 田 託 次 | 尼崎市昭和通7-243 |
| イ 変更後 | 名称           | 代表者の氏名  | 住所          |
|       | 株式会社スーパー玉出神戸 | 前 田 託 次 | 尼崎市昭和通7-243 |
|       | 株式会社イトウゴフク   | 伊 藤 龍 夫 | 岡山市南区千鳥町5-1 |
- 4 変更年月日  
平成23年 6月 9日
- 5 届出年月日  
平成23年 5月24日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成23年 6月17日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成23年10月18日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成23年 6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 イオン尼崎店  
 所在地 尼崎市次屋三丁目13番18号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 イオンリテール株式会社  
 代表者の氏名 村 井 正 平  
 住所 千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称
    - ア 変更前  
 名称 カルフール尼崎  
 住所 尼崎市次屋三丁目13番18号
    - イ 変更後  
 名称 イオン尼崎店  
 住所 尼崎市次屋三丁目13番18号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

| 名称                | 代表者の氏名    | 住所                             |
|-------------------|-----------|--------------------------------|
| カルフル・ジャパン株式会社     | ロイック・デュボア | 東京都港区赤坂 2-17-22 赤坂ツインタワー東館18階  |
| 株式会社ファーストリテイリング   | 柳 井 正     | 東京都大田区蒲田 5-37-1 ニッセイアロマスクエア16階 |
| 株式会社コムネット<br>外40者 | 大 谷 一 哉   | 大阪市北区豊崎 3-4-6                  |
    - イ 変更後
 

| 名称                | 代表者の氏名  | 住所             |
|-------------------|---------|----------------|
| イオンリテール株式会社       | 村 井 正 平 | 千葉市美浜区中瀬 1-5-1 |
| 株式会社ユニクロ          | 柳 井 正   | 山口市佐山717-1     |
| 株式会社シーネット<br>外28者 | 長谷川 昇 平 | 大阪府吹田市豊津町 1-30 |
- 4 変更年月日
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
平成22年 3月10日
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成22年11月27日ほか
- 5 届出年月日  
平成23年 5月10日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成23年 6月17日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成23年10月18日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成23年6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン土山店

所在地 明石市魚住町清水字舞々2208番1

#### 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 イオンリテール株式会社

代表者の氏名 村 井 正 平

住所 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

#### 3 変更事項

##### (1) 大規模小売店舗の名称

##### ア 変更前

名称 ジャスコ土山店

住所 明石市魚住町清水字舞々2208番1

##### イ 変更後

名称 イオン土山店

住所 明石市魚住町清水字舞々2208番1

##### (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

##### ア 変更前

名称

代表者の氏名

住所

イオン株式会社

岡 田 元 也

千葉県美浜区中瀬1-5-1

ジャストフオート株式会社

本 田 進

東京都千代田区神田錦町1-1

株式会社たけうち

竹 内 實

赤穂市加里屋2164-28

外4者

##### イ 変更後

名称

代表者の氏名

住所

イオンリテール株式会社

村 井 正 平

千葉県美浜区中瀬1-5-1

有限会社セクション

大 野 修

大阪府茨木市南春日丘7-1-2

株式会社チヨダ

舟 橋 政 男

東京都杉並区成田東4-39-8

外10者

#### 4 変更年月日

##### (1) 大規模小売店舗の名称

平成23年3月1日

##### (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成21年4月4日ほか

#### 5 届出年月日

平成23年5月2日

#### 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

##### (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

##### (2) 縦覧期間

平成23年6月17日から4月間

#### 7 意見書の提出期限及び提出先

##### (1) 提出期限

平成23年10月18日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成23年6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン洲本ショッピングセンター

所在地 洲本市塩屋一丁目1番8号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 中央三井信託銀行株式会社

代表者の氏名 田 辺 和 夫

住所 東京都港区芝三丁目33番1号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

名称 ジャスコ洲本ショッピングセンター

住所 洲本市塩屋一丁目1番8号

イ 変更後

名称 イオン洲本ショッピングセンター

住所 洲本市塩屋一丁目1番8号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称          | 代表者の氏名  | 住所              |
|-------------|---------|-----------------|
| イオンリテール株式会社 | 村 井 正 平 | 千葉県美浜区中瀬1-5-1   |
| 愛眼株式会社      | 下 條 千 一 | 大阪市天王寺区大通4-9-12 |
| 株式会社セブンシー   | 堂 瀬 光 雄 | 洲本市宇山3-9-15     |

外26者

イ 変更後

| 名称          | 代表者の氏名  | 住所              |
|-------------|---------|-----------------|
| イオンリテール株式会社 | 村 井 正 平 | 千葉県美浜区中瀬1-5-1   |
| 愛眼株式会社      | 佐 々 栄 治 | 大阪市天王寺区大通4-9-12 |
| 株式会社キタムラ    | 北 村 正 志 | 高知市本町4-1-16     |

外19者

4 変更年月日

平成23年3月1日

5 届出年月日

平成23年5月16日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成23年6月17日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成23年10月18日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成23年6月17日

西播磨県民局長 藤原由成

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス赤穂店

所在地 赤穂市細野町27番2ほか

2 同法第8条第1項の規定により赤穂市から聴取した意見の概要

(1) 店舗付近の道路は、近隣の幼稚園・小学校・中学校の通学路となっているため、登下校時の交通安全確保には十分配慮すること。

(2) 店舗東側の市道南野中千鳥線との出入口において、右折入店を試みる車両による交通停滞の可能性があり、左折入庫を徹底するため、看板、標識、交通整理員等を配置すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成23年6月17日から1月間



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成23年6月17日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 落札に係る物品の名称及び数量

リースバック方式による自動車の譲渡及び賃貸借92台（企画県民部）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

平成23年4月15日

4 落札者の名称及び住所

日本カーソリューションズ株式会社神戸支店 神戸市中央区三宮町2-5-1

5 落札金額

56,696,220円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

平成23年3月8日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成23年 6月17日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
リースバック方式による自動車の譲渡及び賃貸借101台（健康福祉部）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年 4月15日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社日産フィナンシャルサービス営業本部近畿リース営業部  
大阪市北区豊崎5-6-10
- 5 落札金額  
23,073,960円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成23年 3月 8日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成23年 6月17日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
リースバック方式による自動車の譲渡及び賃貸借68台（農政環境部）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年 4月15日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社日産フィナンシャルサービス営業本部近畿リース営業部  
大阪市北区豊崎5-6-10
- 5 落札金額  
20,998,635円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成23年 3月 8日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成23年 6月17日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
リースバック方式による自動車の譲渡及び賃貸借78台（県土整備部）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

平成23年 4月15日

4 落札者の名称及び住所

住友三井オートサービス株式会社神戸支店 神戸市中央区磯辺通3-1-7

5 落札金額

27,493,515円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

平成23年 3月 8日